

2011年12月19日

定款変更のための臨時総会資料

横幹連合 会長 出口 光一郎

横断型基幹科学技術研究団体連合定款（定款の変更）第51条および（表決権等）第29条により臨時総会を開催いたします。今般は、議案が明確なため、書面にて表決いただくことと致しました。

お諮りするの、定款に関し、次の変更を行うことです。

- (1) 事務所の住所変更（住所表記にある学会名称が変更されたため）
- (2) 総会および理事会の招集、表決に、書面に加えて電磁的方法を用いることができるようにすること（現在は、招集に電子メールが利用できるに止まっているため）

下記に議案をお示ししますので、ご審議よろしくお願いいたします。

敬具

記

【議案1】事務所の住所変更

(1) 変更内容

第1章 総則の（事務所）第2条において、下記のとおり、二重線部分を消し、下線部分を加える。

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷1丁目35番28号303公益社団法人計測自動制御学会事務局内に置く。

2 本法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府吹田市山田丘2丁目1番大阪大学工学部内公益社団法人日本生物工学会事務局内に置く。

(2) 事由

住所表記にある学会名称およびその学会の定款での所在地の表記が変更されたため。

【議案2】総会、理事会での招集及び表決権等における電磁的方法の採用

(1) 変更内容

第5章 総会の（招集）第25条、（表決権等）第30条、及び、第6章 理事会の（招集）第34条、（表決権等）第37条において、下記のとおり、二重線部分を消し、下線部分を加える。

（招集）

第25条 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から1ヵ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール電

磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第 29 条 会員の表決権は、会員種別、会費額等に係わりなくすべて平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第 33 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は~~電子メール~~電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事会構成員を代理人として表決を委任することができる。

(2) 事由

これまで、総会、理事会の招集に関して、電子メールの利用を明記していたが、①表決に際しても電子的方法を利用可能とする、②電子メールに限定せず Web を介しての意思表示等を含む電磁的方法（この表現は、NPO 法で用いられているもの）に拡大するため。

以上